

「ブ」なりしとするも何等不可とすべき理由なきなり。而してそが福建より廣東に商賈し因りて家せりと傳ふる、却てそが「アラブ」人たるの消息を傳ふるものとも見得べし。若し夫れ廣東が唐時支那最盛の海外貿易口として「アラブ」人の居留するもの多く、且つ頗る力ありしは東西の史料の徴すべきもの多く、こゝに絮説を要せず。その間に於て劉謙の如きもの、出づる決して偶然にあらず。

以上説くところ寔に蕪雜を極む、なほ予は蒲壽庚兄弟の事に關して桑原博士の雄篇を得たるが如く、この問題に關しても更に大作の現れんことを望むや切なり。予やた々醜たるを得ば足ならんのみ。

(大正五年二月二十八日日本調查部講演)

林邑樂に就いて

津田 左右吉

奈良朝から平安朝の初にかけて我が國に行はれた

説 林

種々の樂のうちに林邑樂といふものがある。其の名の國史に見えるのは續日本紀卷二天平寶字四年の條に「作唐、吐羅、林邑、東國、隼人等樂」とあるのが初であるが、東大寺要録によると、天平勝寶四年の大佛開眼供養の折に唐古樂、唐中樂、唐散樂、高麗樂など、共に林邑樂が奏せられたらしいから、遅くとも此の頃から既に我が國に行はれてゐたのであらう。もつとも雅樂寮に林邑樂の置かれたのは平安朝に入つてからのことで、大同四年に雅樂寮樂師の定員を改正した時の大政官符に「林邑樂師二人令置」と見えてゐる。しかし、本來林邑樂は宮廷よりは寺院の方に多く用ゐられたもので、樂人も寺院に於いて養はれてゐたらしく、國史の記事を檢べてみても「幸山階寺、奏林邑及吳樂續紀卷二 神護景雲元年」とあるやうに寺院樂たる吳樂(伎樂)と同様に取り扱はれてゐたから、大同時代になつて雅樂寮にも樂師を置さしたものの、やはり寺院の方が盛であつた

ことゝ思はれる。續日本後紀^{卷四}承和十一年の條に「天皇御仁壽殿、令奏林邑樂、未曾覽此樂故也」とあるが、平生樂を好まれて御自身にも鼓琴吹管に長ぜられた仁明天皇が、宮廷では斷えず唐高麗の樂が奏せられてゐたに拘はらず林邑樂を御覽にならなかつたといふのを見ると、それが主として寺院樂として用ゐられてゐたことが推測せられやう。さうして此の樂は寺院のうちでも大安寺の特技であつたらしく、東大寺要録に載つてゐる貞觀三年の大佛供養のことを書いた惠運僧都の記録にも諸大寺音樂とある下に「大安林邑」と註記してあり、三代實錄^{卷二}貞觀十六年の貞觀寺大齋會の條にも「雅樂寮唐高麗樂、大安寺林邑、興福寺天人等樂交奏」と見え、同じ書^{卷四}の元慶七年のところにも「林邑樂人百七人於大安寺令調習」と見えてゐる。

さて此の林邑樂とは一體どんなものかといふに、曲名も傳はつてゐなければ樂器もわからず、樂とし

ても舞としても一切不明である。平安朝の中頃から雅樂寮が衰へて宮廷音樂の中心が左右近衛府に移ると共に外國樂は唐高麗の二部に攝取せられてしまひ、寺院にもまた變遷があつて大安寺などは漸次衰微し、さうして一種特殊の平安朝趣味が養成せられるに從つて、其の趣味に適せないものは或は改造せられ或は排斥せられるといふ有様であつたから、此の林邑樂もまたかの百濟樂、新羅樂、又は度羅樂など、同様に獨立して存在することが出来なくなつたのであらう。しかし、それが全く滅びてしまつたかといふと、必しもさうとは斷言せられない。平安朝の末に書かれた大神基政の龍鳴抄に菩薩、迦陵頻、倍臚の三曲は林邑の亂聲で舞ひ出るもので還城樂にも同じ場合があるといつてゐる。それから鎌倉時代に出來た伯近眞の教訓抄には四種亂聲(新樂亂聲、古樂亂聲、林邑亂聲、高麗亂聲)といふことを説いて、林邑亂聲を以て出て舞ふものは菩薩、迦樓頻、拔頭、陪臚

の四曲だといつてある。(亂聲は舞人の舞臺へ出る時に樂屋で奏する一種の前奏めいたものをいふのである)。ところが此の林邑亂聲といふものについては龍鳴抄の迦陵頻の條下に「林邑の亂聲にて舞ひ出づ。これは古樂の亂聲ともいふなり。菩薩の出でん時は林邑といふべし。こと舞出でん時は古樂といふべしと見えたることあり。」とあり、還城樂の條下に「出でんとするに亂聲、陵王の如し。但し放生會には林邑亂聲をす。其の故は其の樂屋のなをりんをくと名づけたるが故なり。外には新樂の亂聲をすべし」とあり、又た教訓抄にも林邑亂聲は「古樂亂聲と同詞なれども四部樂屋の片取時に林邑と呼ぶなり」とあるのを考へると、林邑亂聲といふのはたゞ名ばかりのことで實際は古樂亂聲と同一であつたらしく、さうして特に此の名のあるのは此等の曲を奏する時の樂屋を林邑といふからだ」と此の時代の人には思はれてゐたことが知られる。(龍鳴抄に見える還城樂の説明は

時によつて林邑亂聲を用ゐることもあり、新樂亂聲を用ゐることもあるといふので、これは亂聲其ものがちがふといふ話、迦陵頻の條のは菩薩と共に演ずる時には林邑亂聲と呼び、其の他の曲と共に奏する時には古樂亂聲と呼ぶといふので、場合によつて同じ亂聲を異つた名で稱へるといふ話である。一寸混れ易いから注意して置く)。さて林邑の樂屋とは何かといふに前にも引いた東大寺要錄に見える貞觀三年の御頭供養日記に、舞臺の東西に幄舎が建てられて、東方第一幄が高麗樂屋、第二幄が林邑樂屋、西方第一幄が新樂座、第二幄が古樂座、都合四つの樂屋がそれ／＼に設けられたとあるので其の由來が推測せられる(これは國書刊行會本から引用したのであるが、高麗樂にのみ樂屋とあつて、あとは皆な樂座とあるのはどちらかの誤寫か誤植かであらう。座とあつても樂屋のことと違ない)。後には舞樂の折の樂屋は左右、即ち唐高麗の二つに定まつたのであるが、

それは外國樂のすべてが此の二部に攝せられてから
のことで、貞觀頃にはまださういふ變化が起つてゐ
なかつたから、大佛供養の時に四部の樂屋の設けら
れたのは當時の習慣に従つたものであり、其の頃の
舞樂は高麗、林邑と、唐樂の新古二つと、都合四部
から成り立つてゐたのであらう。(前に引いた記録に
胡樂とあるのは古樂のことであつて、音通から胡の
字を書いたまでである。なほ後にいはう)。同じ記録
に「新樂高麗等四樂」といふ語も見える。ところで
貞觀時代に斯ういふ四部樂があつて、さうして、ず
つと後の教訓抄などに見える亂聲の四種の名が(上
に述べた如く)全く此の四部と相應するものである
とすれば、さうして又た林邑の樂屋といふ名が此等
の書に見えるるとすれば、舞樂が左右二部に固まつて
しまつた後も、形式上四部の樂屋の名稱だけは平安
朝末乃至鎌倉時代までも遺つてゐて、重立つた儀式
の場合にはやはり其の名を用ゐたのであらう。現に

上に引いた教訓抄にも「四部樂屋」の語が見えてゐ
る。さすれば林邑の樂屋で奏すべき筥の林邑の亂聲
を用ゐる菩薩、迦陵頻、倍臚、鉢頭の四曲は昔の林邑
樂の名残では無からうか。此等の樂は皆な唐樂とな
つてゐて菩薩、迦陵頻は一越調、倍臚は平調、拔頭
は大食調の何れも古樂とせられてゐるが、それは唐
樂部に組み込まれてからのことで、林邑亂聲が名ば
かり遺つて其の實は古樂亂聲となつたと同様の變化
が樂曲其のものゝ上にも行はれたのではあるまい
か。さもなければ此等の曲に限つて林邑亂聲を用ゐ
るといふ言ひ傳へのある筥が無からうと思はれる。
(龍鳴抄には拔頭の名が見えないが、これは脱漏であ
らう。また還城樂に林邑亂聲を用ゐるのは放生會の
場合に限るといふことであるから、それは林邑亂聲
の曲に引き續いて演奏せられる習慣にでもなつてゐ
たゝめでもあらうか。兎に角、例外と見てよからう。)

然らば此等の四曲は奈良朝時代からの林邑樂であ

らうか。もしさうならば、それは外國傳來のものか、我が國で作られたものか、もし外國傳來ならば如何にして我が國に傳はつたものであらうか。これについて舊來の傳説を見ると、龍鳴抄には菩薩と倍臚とについて婆羅門僧正が傳へたものだといふ説があり、藤原師長の仁智要錄にも同じことが見え、教訓抄には、四曲ともに天竺樂で菩薩、迦陵頻は婆羅門僧正及び佛哲の所傳、拔頭については婆羅門僧正傳來、一説に佛哲傳之とあり、又た倍臚には婆羅門僧正所傳としてある。教訓抄の別のところに婆羅門僧

が天竺から四つの曲を傳へたとも見えてゐるが、此の四つは即ち前に述べた四曲に違ない。それから東大寺要錄に引いてある大安寺菩提傳來記には菩薩、部侶（倍臚であらう）拔頭は林邑僧佛哲が本國で學んだものを天平勝寶四年の大佛開眼供養の時に傳習させたものだといひ、それについて一つの奇蹟めいた話をも附記し、また此の樂が大安寺の特有の技で

あるのも此の因縁からだといつてゐる（といふのは大安寺にゐた菩提が此時の開眼師であり、佛哲も同じく大安寺にゐて寺僧に此の樂を傳習させたからだといふ意味らしく解せられる）。此等の傳説で見ると上に記した四曲もしくは其のうちの或るものは印度僧菩提（所謂婆羅門僧正）、又は林邑僧佛哲が其の本國の樂を直接に我が國に傳へたのであるらしい。が、斯ういふ佛者や樂家の言ひ傳へは容易に信用し難いものが多いから、これもまた、篤と吟味してからでなくては承知することが出來ぬ。

婆羅門僧菩提の事蹟に就いては、難波津に着いた時、迎に出た行基と歌を詠み交はしたといふやうな物語を初として、後世に作られた話が多いが、事實と認められるものはさういふ傳説のうちには殆ど無い。たゞ續紀に「唐僧道璿、婆羅門僧菩提」と列記してあるから唐僧で無い印度僧であつたことだけはまづ確實と見てよからう。（續紀二卷一 天平八年八月の條

に「入唐副使……率唐人三人、波斯一人拜朝」とあるが、十月に「施唐僧道璿、娑羅門僧菩提等時服」、十一月に「唐人皇甫來朝、波斯人李密醫等授位有差」と見えて、此の後の二ヶ條の四人は入唐副使に従つて來朝したものらしく、従つてそれが初の條の四人に當るやうにも思はれるけれども、此處に名の見えない唐人で同時に來朝したものが無いとはいはれないから、斯う臆斷することは出来ない。けれども此の印度僧の故郷や來朝するまでの徑路などは全るで判らないので、それを扶桑略記に引いてある或記のやうに迦毗羅衛國の人だなどといふのは例の「迦毗羅衛に昔契りし」の歌と共に釋尊の本國を附會したまでのことであらう。ところが佛哲になると一層疑はしいことが多く、それが果して實在の人物であつたかどうかすら疑へば疑はれぬことが無いほどである。前にもいつた大安寺菩提傳來記には佛哲を瞻波國僧とし(國名の下に「此云林邑北天竺」と註記して

ある)、菩提と天竺で逢つて共に流沙を涉り險路を踏んで唐の五臺山に來、それから道璿と三人同時に我が國に來たとしてある。ところが扶桑略記に引かれた或記には名を佛誓として北天竺林邑國僧とし、海上で菩提が南天竺から來るのに逢つて、それから伴れだつて、我が國に來たといふことになつてゐる(扶桑略記の別のところに引いてある爲憲記といふものにも佛誓とある)。又た群書類從傳部に収録してある「南天竺娑羅門正僧碑」には林邑僧佛徹と記し、菩提、道璿と同伴して來朝したとある。此の僧が林邑人であるといふことだけは何の説も一致してゐるが、渡來の徑路などについては諸説區々であつて、且つ何れも信用せられないものであり、林邑を北天竺といふなども支那又は印度に於いては例の無い言ひ様である。(瞻波は玄奘の西域記^{卷一}三摩呬吒國の條に「摩訶瞻波國、卽此雲林邑是也」とあるから林邑の別名として差支は無く、鑒真和上東征傳に見える瞻波國

もこれであらうと思はれる。さて佛哲、佛誓はどちらかゞ字形の類似から起つた錯誤であり、佛哲佛徹は音の類似から生じた變形であらうが、此の時代の多くの名ある僧について斯ういふ混雜の生じてゐる。例が他に無いのを見ると、少くとも此の僧が普く世に知られた者で無かつたことが察せられる。さうして此の名は續紀にはまるで見えず、平安朝の中頃以後のものにのみ現はれてゐる。(大安寺菩提傳來記は、大安寺に林邑樂が傳はつてゐた頃の作ではあるが、例の菩提の歌を載せてゐるところから見ると平安朝の中頃より古いものでは無いことが其の歌の風體から判る。又た波羅門僧正碑には神護景雲四年云々の日附があるけれども後人の偽作であることは天平五年に我が國を出發して入唐した使節の歸朝に伴つて八年に來朝してゐる菩提を開元十八年、即ち天平二年に唐を出發したとしてゐるものでも知られる)。正史に見えないからとて實在の人物で無いといふ論は立

たぬが、もし傳説の如く菩提(或は菩提及び道璣)と同時に來朝したものならば其の來朝の場合に菩提道璣の名のみ續紀に載せられて佛哲が省かれてゐるのは(少くとも)怪しいといはねばならぬ。此の時代の東方亞細亞の交通の形勢から考へると印度人林邑人が遣唐使に隨つて我が國に來るといふことは決して不可能なことでは無く現に波斯人さへも來朝してゐるのであるから輕々に佛哲を抹殺することはできないが、兎も角も事蹟の明で無いものだだけではいへばならぬ。さすれば此の二人が樂曲を傳へたといふことも容易に信用はできない。しかし、菩提佛哲の二人とも立派な實在の人物だとしたところが、一人は印度人、一人は林邑人である以上、同じ樂を二人で傳へたといふのは甚だ怪しいことである。又たもしそれが菩提の所傳だとすればそれに林邑樂といふ名のあるのは不思議である。平安朝末や鎌倉時代の人達が天竺と林邑とを混同するのは無理は無いが、

天平時代に來朝した天竺人、林邑人自身にはそんなことは無かつたに違ないから、天竺人が其の本國の樂を林邑樂と稱して傳へる理由はあるまい。或は實は林邑僧佛哲の傳へたのを菩提が同時代の外國僧で

それよりも有名であつたから後世には誤つて菩提の所傳と言ひ傳へるやうになつたのだと想像すればせられないことも無いが、それも根據の無い想像にとゞまる。なほ佛哲はどこにゐたか判らないが菩提が大安寺にゐたことは確らしい。さうして、もし、林邑樂が傳來の當時から大安寺の特伎であり、菩提がそれに關係のあるものであつたならば、天平八年から間の無い時に此の樂が此の寺に行はれた筈であるのに、天平十九年の大安寺流記資財帳（大日本古文書卷二）には唐樂の調度、伎樂の具は見えてゐるが、林邑樂については何の記載も無い。これも疑問の一つである。更に一步を進めて考へると（僧徒に多少の樂の心得があることに不思議は無いが）菩提なり佛哲

なりが多人數で奏する舞樂、特に倍臚のやうな武舞にも通じてゐたといふのも怪しむべきことである。要するに林邑樂を菩提や佛哲の所傳とする傳説には疑を挿むべき點が甚だ多い。

しかし林邑樂の由來については他の傳説もある。それは倍臚についてであるが、やはり教訓抄に（樂は菩提の所傳だといひながら）舞は聖德太子の時の作だといふ説が載せてあり、また鑑真和尚の所傳といふ言ひ傳へがあることも出てゐる。これは此の曲が教訓抄に「天王寺舞之」とあり、また別に「唐招提寺にもあり、四月八日陪臚會、此曲を舞ふ」とあるやうに、其の頃には天王寺と唐招提寺とのみに傳はつてゐたため、其の由來を各、其の寺の創立者に附會したものと思はれる。（陪臚が唐招提寺の樂であつたことは教訓抄に明記せられてゐるのみならず、續教訓抄の著者伯朝葛は招提寺僧隨法房から此の曲を學んだと書いてゐるのでも知られる）。傳説は

大抵こんなものであつて、これも教訓抄に唐樂の萬秋樂について「此曲は佛世界曲也、自百濟國波羅門僧正所傳來也」とあるのを見ても其の價値がほゞ察せられる。だから眞に樂曲の由來を考へるには全く別の方面から出立しなければならぬ。

そこで先づ支那に此等の曲があるかと考へて見るに抜頭が西域傳來の散樂めいた者で唐代に行れてゐたとは舊唐書音樂志にも段安節の樂府雜錄にも又た文獻通考にも出てゐる明白の事實であるから今さらいふまでも無い。次に陪臚であるが、これは正しくは陪臚破陣樂といふのであつて、教訓抄にも皇帝破陣樂、秦王破陣樂、散手破陣樂、武將太平樂と共に武舞のうちに入れてある。破陣樂は唐の立部伎八部の一で、もと太宗の作といはれてゐる大規模のものであるが、讌樂にも移し用ゐられたので、樂府雜錄の龜茲部にも見え、南卓の鞞鼓錄には太簇商調の曲として載せられてゐる。我が國に傳はつた諸種の破陣樂が

それから系統をひいてゐるものであるとは名稱の上からも容易に推測せられるから陪臚も必ず其の一に違ない。それを陪臚といふのは陪臚會に奏せられる慣例であつたからのもであらう。陪臚は梵語であらうと思はれるが語義を説明したものが見つからぬ。

翻譯名義集のやうなものにも見えないやうであるが藏經のどこかに出所はあらうと思ふからなほ檢索すべきことである。たゞ陪臚會の名が陪臚破陣樂を奏するためにつたのでは無く、法會の名から樂名が出たものであることは、破陣樂の性質からも、法會には必ず種々の樂が奏せられる慣例であるに拘はらず樂名から法會の名稱が出た例の一つも無いことから、推察せられる。もつとも陪臚會といふ名は唐招提寺にのみ聞こえてゐるが、天王寺でもやはり陪臚破陣樂の名を用ゐるのは名稱の起源が招提寺にあつたのだとすれば不思議は無い。斯う考へると抜頭と陪臚とは西域系統の散樂と龜茲樂に屬する武舞と

であるから、それを菩提などが傳へたといふことは益々信じられなくなる。ところが菩薩と迦陵頻との二曲についてはそれらしいものが一寸支那には見つからぬ。たゞ崔令欽の教坊記に菩薩蠻といふ曲名が載つてゐて名稱が類似してゐる。古人もそれに氣がついたと見え、教訓抄の菩薩の條に「古抄曰唐有菩薩蠻曲、何事か可尋之」とある。此の菩薩蠻曲については近頃出た中村久四郎氏の説(史學雜誌第二七編第一號)によると *Musulma* の音譯であるとのことである。但し同氏も引かれたやうに杜陽雜編などには此の曲が唐末の宣宗の時に女蠻國から入つたものと説いてあるが、玄宗時代の教坊のことを記した教坊記に此の名が見える以上は、それよりも早く唐に行はれてゐたものに違なく、李白に菩薩蠻詞のあるのも疑を容れる要は無からうと思はれる。女蠻國云々の説は蠻の字から起つた附會であつて菩薩蠻が阿刺比亞語の音譯だとすれば蠻の字について彼れは

れいふべきものでは無からう。さうして教坊記に見える他の樂曲から類推すると、此の曲も(名稱の起源は阿刺比亞にあるとしても)西域を経て入つたのであつて、南蠻から來たものでは無からうと考へられる。が、それは兎も角も、此の菩薩蠻と我が國の菩薩との間に何か關係があるかといふに、羅陵王を陵王といひ、迦陵頻伽であるべきものを迦陵頻といふやうに、樂曲の名を略して稱へることがあるから、菩薩蠻を菩薩と略稱し、菩薩の文字から寺院樂として適用せられたと想像すればせられぬことは無いかも知れぬ(寺院に用ゐられる樂が必しも宗教的意味を有つてゐるものでないといふことは曾て此の學報に於ていつて置いたと記憶する)。けれどもこれは根據の無い想像にとゞまるので、然ら推定すべき理由は無い。特に菩薩に用ゐる面は純粹の佛菩薩の相好であるから此の曲名は初から佛菩薩を意味するものと解するのが穩當である。又た迦陵頻については

(今まで自分の調べたところでは)唐人の記録に所見が無い。

ところが茲に菩薩と迦陵頻との二曲の起源を推知することのできる記事が東大寺要録に見える。これに引いてある貞觀三年の大佛供養の記録に「誦讚之間、普賢菩薩、象王臺上舞畢、馬王北面而立、伽陵頻伽二行對立奏新造舞、唐舞師某位文屋常奏舞了、還新造音聲、笛師某位和邇部太田磨着本幄」とあつて、次に古樂を奏して多門天王及び吉祥

天女(に扮したものが)鬼と天女とを従へ華や果物を捧げて佛前に獻ずることがある。さうしてそれと同じことを御頭供養日記には(先づ林邑樂人と胡樂人とが中門を入つて幄舎に就くことを記した後)「林邑樂人。鳥等捧供盛物等、東西分、經舞臺、參於堂上、奉並、卽有一人白象、立於前、其象皆搆舞臺、着菩薩於其上、白象杓留於舞臺、待佛供者、自堂還、共舞了」といひ、次に胡樂で天女及び十二葉叉等が菓華等を捧げて佛に供することが記してある

説 林

(胡樂が古樂であることはこれで知られる)。此の二つの記載を互に參照すると、象に乗つた菩薩が舞つのも、迦陵頻伽(鳥)が佛前に供物を捧げ、それが畢つてから舞臺で舞を奏するものも、林邑樂を奏する場合のことである。さて後世の所謂林邑亂聲を用ゐる菩薩と迦陵頻とは多く關聯して奏せられるもので何れも佛前に華を供へる儀式のあることは龍鳴抄にも「十種供養する時は菩薩と迦陵頻とをすするなり。…まづ菩薩花を奉りて還るに舞ふなり。鳥同じことなり」と記されてゐるので知られる(鳥とは迦陵頻の俗稱である。後には延喜時代に作られたといふ高麗樂の蝴蝶と並べて蝶鳥と呼ばれ、多く法會に奏せられる)。さすれば後世の菩薩が象に乗らない代りに花を捧げるだけの違はあるが其の外のことについては菩薩と迦陵頻との二曲の演奏の有様と此の東大寺要録の記載とが全く同一である。斯う考へると貞觀三年の大佛供養の時の林邑樂が後世に傳へられた菩薩と

第六卷 (二六七)

迦陵頻との起源ではあるまいか（後世の菩薩に象を用ゐないのは場所の廣狹にもより趣味の變遷にもよることであらうし、また多門天や吉祥天女を出さない代りに菩薩に花を捧げさせることにしたのであらう。さうして象を出さなくなつたから普賢の名が消えて菩薩だけになつたのであらう）。ところがこゝに新造舞、新造音聲と註記してあるのを見ると、此の二曲の樂も舞も此の時の新作であつたことが明である。此の考説がもし誤らぬものであるならば、林邑亂聲を用ゐる四曲中の二つは日本で作られたものであることが知られる。さて拔頭、陪臚か西域系統に屬する唐樂であるとすれば、四曲の何れもが菩提や佛哲に關係の無いことは明であらう。

が、解決のできない疑問はなほある。貞觀頃に菩薩と迦陵頻とが唐樂の新古何れでもなく、林邑樂として作られたとすれば、それは樂曲の性質か、舞の手ぶりか、何かに於いて前から行はれてゐた林邑樂の特

色を有つてゐたであらうが、それならばこれより前の林邑樂はどんなものであつたらうか。前に述べた拔頭、陪臚の二曲が其の一部分であらうか。もしさうとすればこれは西域系統のものであるのに、それが林邑樂として我が國に傳へられたは何故であらうか。此等の問題は上記の考説から自然に生ずるものであるが、しかし何れも今日からは到底推考することが出来ない。仕方が無いから、林邑樂といふ名稱がどうして我が國に入つて來たかといふことについで漠然たる推測を試み、それで此の稿を終らうと思ふ。

林邑樂は隋書や唐書の音樂志には獨立の樂部としては見えてゐないが、林邑の樂は隋書の林邑傳にも「樂有琴笛琵琶五絃、頗與中國同、每擊鼓警衆、吹蠡以即戎」とあつて、支那人には知られてゐた。さうして舊唐書音樂志に林邑の附近の扶南や驛から起つた扶南樂、驛國樂があるのを見ると、宮廷の樂部として

は存在しなかつたにもせよ、林邑樂が唐に入つてゐたことは想像せられよう。さすれば林邑の樂が唐に行はれてゐた西域系統の樂と共に何等かの機會に於いて唐から傳來したとしても不思議はあるまい。

現に我が國の唐樂の樂曲に扶南といふのがあつたが、これは（少くとも其の名が）扶南樂から來たものであらう。扶南樂系統のものが傳來したとすれば林邑樂も入り得べき筈である。なほ舊唐書音樂志に「煬帝平林邑國、獲扶南工人及其匏琴」とあり、唐の樂部の扶南樂は之を繼承したものであることを見ると、扶南樂と林邑樂とは或は混同せられてゐたかも知れない。よしさうで無いにしても、唐から入つて來た夷樂で宮廷の樂部にも名が見えず傳來の徑路のわからないものは所謂林邑樂に限らないので度羅樂の如きも其の一つである（令集解に見える度羅樂の樂曲、韓興楚奪女舞などは支那で作られたものであらうが、婆理、久太、邪禁女などの名は漢語とは思はれ

ないから、其の起原はどこかの外國にあるのであらう。唐書の樂志などには見えないが、それは宮廷の樂部に無かつたからのごとで民間に行はれてゐたことを否認する理由とはならぬ。だから、もし林邑樂が唐の宮廷樂部に無かつたものとしてもそれが民間から我が國に傳はつたとすれば少しも差支が無い。但し所謂林邑樂の樂曲が眞的林邑樂其のまゝのものか、又は唐に於いて何等かの變改を加へられたものかどうかといふに、他の例から見ると後の方らしい。のみならず、舊唐書樂志の扶南樂の記載には本來の樂器を「陋不可用」として天竺樂の樂器を以て之に代へたとあるが、もし所謂林邑樂が扶南樂であつたとすれば此の時既に大なる變化をうけてゐる。（天竺樂は西域を経て入つたものであつて大體に於いて西域樂の系統に屬すべきものである）。それからすべて林邑などの南蠻の樂には貝を吹くのが特色であつて、これは西域樂には無いことであるが、

我が國の林邑樂で貝を用ゐたかどうか。貝を樂器と考へたことは我が國の記録にはさつぱり見えないことから考へると、どうも用ゐなかつたらしい。さすれば所謂林邑樂は唐から我が國に傳はる間に於いてもまた多少の變化があつたのである。なほ前に述べた貞觀三年の大佛供養の折の林邑樂の作曲者は和邇部大田麿であるが、此の人は三代實錄^{卷五}によると笛の名人で此の年には雅樂少允であり、又た教訓抄によると此の人について唐樂の輪臺の改作者だといふ樂家の傳説があつたらしい。さすれば林邑樂として作つた此の時の曲も大體は唐樂的のものであつたらうと思はれ、さうしてそれが立派に林邑樂として用ゐられたのはその前から行はれてゐた林邑樂も唐樂とあまり變らないものであつたからではあるまいか。唐樂にも古樂新樂の區別があるが、所謂林邑樂と唐樂との差異も其のくらゐの程度のものでは無かつたらうか。唐樂の新古の區別については古來種々

の説があるが天平實字八年の正倉院文書(大日本古文書五)に古樂、中樂の名があつて破陣樂が古樂、三臺、宗明樂が中樂の部に入れてあり、又た前に引いた東大寺要録の天平勝寶四年の大佛供養の記録にも古樂中樂の名が散樂と並記せられてゐるから、これは唐に於いて既に區別のあつたもので、其の差異は樂器か何かの上のことではあるまいか(後世の樂家では一鼓を用ゐるのを古樂、鞀鼓を用ゐるのを新樂といふが、龍鳴抄の倍臚の條を見ると拍子にも區別があつたらしい)。所謂林邑樂と唐樂との差異も似たやうなものであつたらう。後世になつて全く唐樂の中に組み込まれてしまつたことからさう推察せらる。但し唐樂であるべき拔頭や倍臚が初から林邑樂として傳へられたかどうかは全くわからないが、多分は後世になつて、林邑樂に編入せられたのであらう。さうして上に述べた扶南などが却つて奈良朝時代の林邑樂の一つでは無かつたらうか。

意外に談が長くなつたが、林邑樂についての卑見はほゞこれで盡きた。要するに菩提とか佛哲とか、傳へたといふのは附會説で、それは此の樂が大安寺特有の技であつたために、其の大安寺に縁故のある菩提などに假托したに過ぎない。多分大安寺から出た説であらう。さうして特に菩提を選んだのはそれが佛敎の本國たる天竺人であつた故であつて、恰も萬秋樂を佛世界の曲だといふのと同じ思想から來てゐるのであらう。又た佛哲をそれに結びつけたのは、

林邑樂といふ名稱と、林邑を北天竺と思つたのとのためであらうが、自分は寧ろ此の佛哲は林邑樂を傳へたといふ傳説を作るための烏有先生では無いかと疑ふのである。佛哲は林邑樂を傳へたといふことの外には何の事蹟も傳はらないからである。印度人の菩提では林邑樂の祖先とするに少しく都合がわるからうでは無いか。しかし本來天竺僧の菩提が佛敎の本國から尊い樂を傳へたいふのが大安寺の誇として

世に示さうとする根本の考であるから、林邑僧をも菩提に隨伴して來たものとし、又た林邑樂を教へたのも菩提が開眼師となつた大佛供養の場合としてどこまでも菩提を押し立てたのではあるまいか。大安寺菩提傳來記に佛哲が何處にゐたかを明記せず、しかもどうやら菩提と共に大安寺にゐたらしくほのめかしてあるのも此の故かと思はれる。

最後に一言附け加へて置く。ずつと後世には林邑八樂といふ名があつて上に舉げた四曲の外に、蘇莫者、胡飲酒、劍氣禪脫、輪鼓禪脫を數へてゐるが、これらは何れも西域系統のものであつて、林邑樂とは何の關係も無い(このことは吉田東伍氏の「日本音樂史の古代に就いて」に於いて既に説明してある)。どうしてこれが林邑樂の仲間に入れられたかは判らなけれども、教訓抄、舞樂要録などによると此等の書の作られた頃には蘇莫者は天王寺にのみ傳はつてゐた舞である。又た藤原孝道の雜秘別録によると胡

飲酒も天王寺(ばかりではないが)に傳はつてゐて多少特殊の風體があつたらしい。ところが同じ雜秘別錄に菩薩の舞もまた天王寺にのみ後まで存在してゐたことが見え、前に述べた如く倍臚も(唐招提寺の外には)天王寺にのみ傳はつてゐたのであるから、そんな關係から天王寺でいひ出したことではあるまいかと思はれる。しかしこれは臆説に過ぎない。

(大正五年四月稿)

回鶻文女子賣渡文書

羽 田 亨

此の文書は橋瑞超氏が喀喇和卓(Karakhotja)附近に於て獲たるものにして、既に西域考古圖譜中の西域語文書(8)に收めて印行せられたるものなり。紙面の一部は破れたれども、文意によりて考がふれば原文書は現存の二十三行より成りたるものにして、現存第一行より左の部は、假令之が保存せられたり

とするも、餘白に過ぎざりしこと明らかなり。此の初行を始め、中間數行に亘れる紙面の缺損と、文字の書き方が草體ともいふべきものにして、かゝる書體に馴れざる余輩にとりては、甚だ讀解し難きとによりて、文意曉り難きもの多けれども、然もこれが女子賣渡に關する文書にして、回鶻人が人身賣買の間に於て、其の契約の確實を證せんが爲に、かゝる文書を用いたるものなることは疑がふ可らず。文意によれば、此の文書は賣却者の側に於て作成したるものにして、四人の證人は各々記名捺印して契約の保證に任じ、且つ之を代書したるものは、賣却主に三度文意を問ひ質して書了せる旨を記せるが如き、契約書としての形式極めて完備せるを見る。思ふにかゝる形式は之を支那より傳へたるものにして、此の地方より發見せられたる唐代大曆建中等の年號を有せる金錢借用文書(西域考古圖譜史料の部(11)(13)等及 A. Stein, Ancient Khotan, p. 527, 528 等參照)の如きと、極めて類似せるものなるを認むべし此の